

議案第20号

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月30日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>